

令和6年度第1回

愛知県学校法人等助成審議会 資料

令和6年度愛知県私学振興関係予算等について

# 私学助成

## 父母負担の軽減・教育条件の維持向上のため

### 728 億余円を計上します

#### 【設置者に対する助成】

◎ <b>経常費補助</b>	<b>総額</b>	<b>39,180,663 千円</b>
◆ <b>高等学校（全日制・定時制）</b>		
一般補助 生徒1人当たり	354,027 円 →	358,148 円 (101.2%)
生徒数	60,483 人 →	60,177 人 [99.5%]
教育条件向上推進費補助（総額）	844,299 千円 →	1,044,741 千円 (123.7%)
◆ <b>幼稚園</b>		
一般補助 園児1人当たり	197,020 円 →	199,344 円 (101.2%)
園児数	46,909 人 →	40,442 人 [86.2%]
幼児教育充実推進費補助（総額）	2,474,885 千円 →	2,524,044 千円 (102.0%)
◆ <b>専修学校高等課程</b>		
一般補助 生徒1人当たり	147,080 円 →	148,845 円 (101.2%)
生徒数	6,932 人 →	7,237 人 [104.4%]
◎ <b>施設設備整備費補助</b> <b>総額 1,700,000 千円</b>		
・ 体育館等における空調設備の整備を補助対象に追加 ・ スクールバス購入費用を補助対象に追加		
◎ <b>幼稚園特別支援教育費補助</b> <b>総額 1,203,989 千円</b>		
・ 園児1人当たり 784,000 円		
◎ <b>幼稚園授業料等軽減補助</b> <b>3,395,859 千円</b>		
・ 幼児教育の無償化 1人当たり単価（年額） 308,400 円（所得制限なし）		
◎ <b>専修学校専門課程授業料等軽減補助</b> <b>2,680,071 千円</b>		
・ 1人当たり上限額（年額） 授業料 590,000 円 入学金 160,000 円 対象者：住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の生徒（参考年収 380 万円未満程度） 中間所得層で多子世帯の生徒及び理工農系学科の生徒（新規） （参考年収 380 万～600 万円程度）		

#### 【父母に対する助成】

◎ <b>授業料軽減補助</b>	<b>総額</b>	<b>19,107,358 千円</b>
※単価の改正は 2024 年度以降の入学生から適用		
◆ <b>高等学校（全日制・定時制）</b>		
及び中等教育学校後期課程		
・ 1人当たり単価（年額）		
甲	428,400 円 →	435,600 円
乙	214,800 円 →	218,400 円
その他	118,800 円 →	据置
◆ <b>高等学校（通信制）</b>		
・ 1人当たり単価（年額）		
甲①	297,000 円 →	据置
甲②	228,000 円 →	252,000 円
乙	118,800 円 →	126,000 円
その他	118,800 円 →	据置
通信制高校併修者に対する上乗せ補助		
甲	51,600 円	
乙	25,200 円	
◆ <b>専修学校高等課程</b>		
・ 1人当たり単価（年額）		
甲	403,200 円 →	406,800 円
乙	201,600 円 →	204,000 円
その他	118,800 円 →	据置
◎ <b>入学納付金補助</b> <b>総額 2,723,504 千円</b>		
◆ <b>高等学校（全日制・定時制）</b>		
・ 1人当たり単価（年額）		
甲	200,000 円	
乙	100,000 円	
◆ <b>高等学校（通信制）</b>		
・ 1人当たり単価（年額）		
甲	30,000 円	
乙	15,000 円	
◆ <b>専修学校高等課程</b>		
・ 1人当たり単価（年額）		
甲	130,000 円	
乙	65,000 円	
通信制高校併修者に対する上乗せ補助		
甲	18,000 円	
乙	9,000 円	
所得基準（授業料軽減補助及び入学納付金補助）：世帯収入（父母合算）		
甲	甲①：算定基準額が154,500円未満の世帯 甲②：算定基準額が212,700円未満の世帯 乙：算定基準額が270,300円未満の世帯 その他：算定基準額が304,200円未満の世帯	（標準世帯の参考年収） （年収590万円未満程度） （年収720万円未満程度） （年収840万円未満程度） （年収910万円未満程度）

[参考] (2) 私立学校経常費補助金 令和6年度当初予算額の内訳

		学校数等			当初予算額				計
					一般補助金		特別補助金		
		学校数	生徒数	補助単価	諮問事項	諮問事項以外	教育条件向上 推進費補助金	幼児教育充実 推進費補助金	
高等学校	全日制・定時制	校(園) 55	人 60,177	358,148 円/人	千円 21,490,314	千円 69,645	千円 995,241	千円	千円 22,555,200
	通信制	4	4,569	49,900 円/人		227,994			227,994
中等教育学校	前期課程	1	241	339,286 円/人		81,768	900		82,668
	後期課程		195	358,148 円/人		69,839	900		70,739
中学校		20	9,830	339,286 円/人	3,335,182	1,550	18,000		3,354,732
小学校		4	1,858	335,378 円/人		623,379	3,600		626,979
幼稚園		241	40,442	199,344 円/人	8,061,871	123		2,524,044	10,586,038
専修学校	学校法人立高等課程	24	7,237	148,845 円/人	1,077,192	587	26,100		1,103,879
	学校法人立専門課程	100	27,957	14,500 円/人	405,377	50,670			456,047
	非学校法人立	22	-	978,600 円/校		21,530			21,530
各種学校	学校法人立一般校	8	-	800,000 円/校		6,400			6,400
	外国人学校	12	1,779	45,000 円/人		87,908			87,908
	非学校法人立	1	-	548,100 円/校		549			549
合 計		-	-	-	34,369,936	1,241,942	1,044,741	2,524,044	39,180,663

[参考] (3) 経常費補助金（一般補助金）の予算積算と配分方法

1 経常費補助金とは

(1) 基本方針

「父母負担の軽減」、「教育条件の維持向上」及び「私学経営の安定化」の一層の実現を図るため、学校運営を行う上で経常的にかかる経費に対し、定額で補助

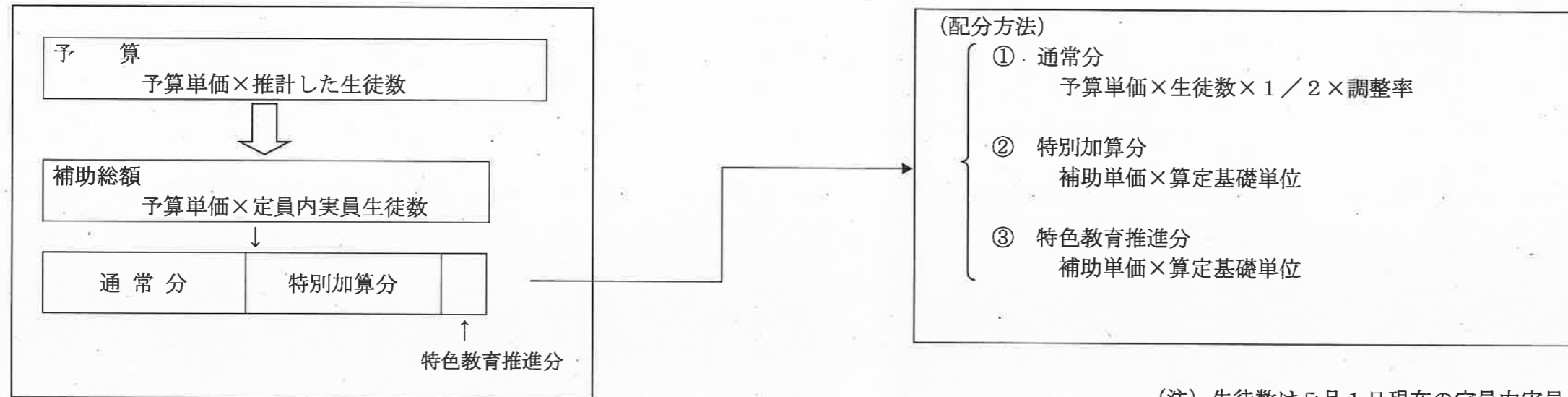
(2) 補助の交付先

県内に私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、専修学校、各種学校を設置する者

(3) 算定方式

学校種別ごとに別に定める。

2 予算積算と配分方法（高等学校（全日制・定時制）の場合）



(注) 生徒数は5月1日現在の定員内実員

3 交付時期

学校の資金計画の健全性を高め、一層の助成効果の向上を期すため、次のとおり交付する。

学 校 種 別	交 付 時 期		
	7 月	1 2 月	3 月
高等学校（全日制・定時制）、中等教育学校、中学校、小学校及び幼稚園	25%相当額を交付	50%相当額を交付	25%相当額を交付
高等学校（通信制）、学校法人立専修学校及び各種学校		75%相当額を交付	25%相当額を交付
学校法人立以外の専修学校及び各種学校		100%を交付	

〔参考〕（４）一般補助金（諮問事項以外）について

一般補助金について、諮問事項に掲載した配分基準の他に、以下のとおり配分を行う。

1 高等学校

（１）国際高等学校

令和４年９月１日に開校した国際高等学校について、以下のとおり配分する。

$$\boxed{\text{生徒一人当たり単価（※）}} \times \boxed{\text{生徒数}}$$

(10.1現在定員内実員)

※1年生（9月入学）分については、生徒一人当たり単価に7/12ヶ月を乗じる。

（２）通信制課程

$$\boxed{\text{生徒一人当たり単価}} \times \boxed{\text{生徒数}}$$

(5.1現在定員内実員)

2 中等教育学校（前期課程・後期課程）

$$\boxed{\text{生徒一人当たり単価}} \times \boxed{\text{生徒数}}$$

(5.1現在定員内実員)

3 小学校

$$\boxed{\text{生徒一人当たり単価}} \times \boxed{\text{生徒数}}$$

(5.1現在定員内実員)

4 学校法人立及び学校法人立以外の専修学校

項 目	算定基礎単位	補助単価	要 件 等
職業実践専門課程の設置	学科数(※)	200,000円	国の認定を受けた「職業実践専門課程」を設置している専修学校

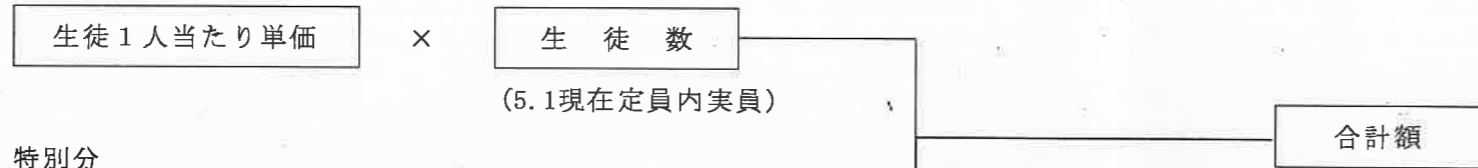
※ 算定基礎単位は、当年度4月1日現在におけるものとする。

5 学校法人立各種学校（外国人学校を除く。）

学校当たり定額 800,000円

6 学校法人立各種学校（外国人学校）

(1) 通常分



(2) 特別分



○特別分

項 目	算定基礎単位	補助単価	要 件 等
外国企業等の派遣駐在員の子女の受入れ	外国企業等の派遣駐在員の子女数(※)	30,000円	県内の外国企業等に勤務している、海外からの派遣駐在員（ただし、出入国管理及び難民認定法第7条に基づき、就労が認められる外国籍の者に限る。）の子女を受け入れている外国人学校であること。
帰国子女の受入れ	帰国子女数(※)	30,000円	日本人の子で、引き続き1年を超える期間海外に在留していた者（帰国後3年以内に限る。）を受け入れている外国人学校であること。ただし、当該子女が、学校教育法第18条に基づく就学義務を猶予又は免除されている場合に限る。
特色ある教育活動の実施	当該学校数	100,000円	地域社会との交流・連携を図るため、文化芸術活動やボランティア活動など、特色ある教育活動に積極的に取り組む外国人学校であること。

※ 算定基礎単位は、当年度10月1日現在におけるものとする。

7 学校法人立以外の専修学校及び各種学校

(1) 専修学校

基準生徒数	補助額	
	高等課程設置	専門・一般課程のみ
40人～80人	1,130千円以内	850千円以内
81人～120人	1,320千円以内	1,040千円以内
121人～200人	1,520千円以内	1,240千円以内
201人～240人	1,740千円以内	1,460千円以内
241人以上	1,950千円以内	1,670千円以内

(2) 各種学校

基準生徒数	補助額
40人～160人	690千円以内
161人～280人	1,020千円以内
281人以上	1,340千円以内

(注) 基準生徒数とは、当年度5月1日現在の定員内実員をいう。(別科、修業年限1年未満又は学校教育法第1条の学校の補習教育等を目的とする学校の生徒は含まない。)

8 各種学校以外の学種

項目	算定基礎単位	補助単価	要件等
授業目的公衆送信補償金分	当該生徒数	定額 (一人当たりの補償金額に定員内実員を乗じた額を上限とする)	授業の過程で著作物のインターネット送信を行うため、指定管理団体に対して授業目的公衆送信補償金を支払っていること。 高等学校(専攻科)、専修学校(専門課程) 792円 高等学校(専攻科を除く)、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程) 462円 中学校、中等教育学校(前期課程) 198円 小学校 132円 幼稚園 66円 専修学校(一般課程) 上記の各教育段階に応じた額